

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省25-19)

別紙1

施策名	目標4-6 浄化槽の整備によるし尿及び雑排水の適正処理				担当部局名	浄化槽推進室				作成責任者名 (※記入は任意)	浄化槽推進室長 高澤 哲也		
施策の概要	環境保全上効果的である浄化槽の整備による生活排水対策を講ずる				政策体系上の 位置付け	4 廃棄物・リサイクル対策の推進							
達成すべき目標	中山間地域等の汚水処理施設整備として、浄化槽の普及を行い、生活排水の適正な処理によって健全な水環境を確保する。				目標設定の 考え方・根拠	浄化槽法、廃棄物処理施設整備計画				政策評価実施予定時期	平成26年6月		
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠			
	基準年度	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度						
1	浄化槽処理人口普及率(浄化槽普及人口の総人口に対する割合)(%)	9.0%	平成24年度	12.0%	平成29年度	-	-	-	-	12.0%	廃棄物処理施設整備計画(平成25年5月31日閣議決定)において、平成29年度までに、浄化槽処理人口普及率(浄化槽普及人口の総人口に対する割合)を、12%とすることとされているため。		
2													
測定指標	基準		目標		施策の進捗状況(目標)					測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠			
	基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度						
3													
測定指標	目標		目標年度		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠								
4													
達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額) 百万円		25年度 当初 予算額	関連する 指標	達成手段の概要等	平成25年行政事業レビュー 事業番号							
	23年度	24年度											
(1) 浄化槽指導普及事業費 (昭和63年度)	44 (36)	37 (28)	37	1	<達成手段の概要> ・浄化槽の維持管理(保守点検・清掃・法定検査)は、自治体において対応の度合いにばらつきがあるため、実態等を調査し、維持管理に係る制度・手法の見直しに関する検討を行う。 ・平成12年の浄化槽法改正により原則新設禁止となった単独処理浄化槽について、合併処理浄化槽への転換を推進するための有効な手法の検討を行う。 ・浄化槽整備の市町村による計画的な推進を目的に、浄化槽整備計画の策定支援を行うとともに、民間活用の普及を促進する。 ・災害時に応急仮設住宅等に導入される浄化槽について、東日本大震災の経験を活かし、施工や維持管理、有効利用の技術的検討を行う。 <達成手段の目標> 浄化槽整備手法の知見の普及と単独転換に関する意識啓発 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 汲み取り便槽や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換が促進され、浄化槽処理人口普及率が向上する。	181							
(2) 浄化槽管理士国家試験費 (昭和59年度)	3 (3.3)	3.2 (3.2)	3	-	<達成手段の概要> 試験合格者、講習修了者からの免状交付申請書の内容を確認し、免状を作成・発送する。また、免状の記載事項に変更があった場合の書換等に対応するため、これまでに交付した浄化槽管理士の情報を台帳として整備・更新する。	182							
(3) 浄化槽整備推進費 (平成16年度)	28 (6)	13 (7)	12	1	<達成手段の概要> ・都道府県・市町村の浄化槽行政担当者に対し、浄化槽の具体的な整備内容・方法や課題への取り組み等に関して、環境省調査情報の還元や自治体との情報交換等の実施を通じ、国及び自治体間での連携を高め、ネットワークを構築・情報交換を活発化させる(浄化槽行政ブロック会議)。 ・NPOとの連携により浄化槽に関する情報を提供・共有することによりネットワークの形成を促進する(浄化槽フォーラム)。 <達成手段の目標> 浄化槽整備手法の知見の普及と単独転換に関する意識啓発 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 汲み取り便槽や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換が促進され、浄化槽処理人口普及率が向上する。	183							
し尿処理システム国際普及推進事業費 (平成21年度)	16 (15)	15 (14)	14	-	<達成手段の概要> ・海外の関係者へ日本のし尿処理に関する経験と技術を発信し、途上国等におけるし尿処理の課題を共有するためのネットワークを構築する。 ・各国の研究者と協同して現地に適したし尿処理技術の適応可能性調査を行う。 ・現地での指導的立場にある技術者に対して日本のし尿処理に係る法制度や技術の教育を行うとともに、現地における技術者養成プログラムの構築、実践を行う。 ・上記の取組を展開していくために、各種事例のケーススタディ、プロジェクト調査や開発の検討を連携して行うワーキングチームを構築する。	185							